平成２２年（フ）第３６３号
佐賀県小城市三日月町道辺2052番地１、前住所長野県上田市蒼久保1169番地１　カーサ・プリート204号
債務者　松井理枝子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福島県郡山市深沢２丁目７番20号
債務者　芝田　里美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
福島県郡山市中田町牛縊本郷字下ノ内85番地
債務者　白石　博志
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
福島県郡山市安積町笹川字荒池下19番地の55
債務者　古川　公昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
福島県郡山市安積町笹川字荒池下19番地の55
債務者　古川眞佐子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
福島県本宮市仁井田字吹上21番地４
債務者　小原　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
福島県郡山市柏山町59番地の２
債務者　伊藤　敦司
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
福島県安達郡大玉村玉井字上窪20番地
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
福島県田村郡三春町大字貝山字馬場８番地の１
債務者　府中　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
福島県郡山市虎丸町11番５号　アネックス郡山607号
債務者　佐伯　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
福島県白河市大信下新城字下原６番地１
債務者　小磯　祥晃
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
福島県白河市米村道北22番地４　サンフロームⅣ101号室
債務者　古川　拓弥
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１２５８号
愛知県豊明市新田町中ノ割１番地21
債務者　元野　順一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１４号
愛知県春日井市前並町１丁目21番地７　レインボー前並204号
債務者　柳田　絵美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７６号
名古屋市緑区曽根１丁目60番地　ダイアパレス鳴海駅東102号
債務者　浅田　広美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９９号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ39番地の１　グラン・ジョヴィアル103号
債務者　浅井　勝道
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２９号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番１―306号
債務者　永滝　元宏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３０号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番１―306号
債務者　永滝緋呂子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部